

「由利本荘市防災士ネットワーク」会則

(名称)

第1条 この会は、「由利本荘市防災士ネットワーク」（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を由利本荘市総務部危機管理課に置く。

(目的)

第3条 本会は、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した防災士（以下「防災士」という。）資格取得者間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時における地域での救助・応急活動と市の連絡調整に関すること
- (2) 自主防災活動の充実強化に関する助言
- (3) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- (4) 各種防災訓練・行事への参加

(会員)

第5条 本会は、由利本荘市在住の防災士資格取得者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期半ばで退任された役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 幹事は、事務局と連携し、事業の企画・運営にあたる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 4 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 5 会議は、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- 6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議は、全て会長が招集し議長となる。

(機能)

第10条 総会及び臨時総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関する事。
 - (2) 事業報告の承認及び事業計画の決定。
 - (3) その他、この会の運営に関する重要な事項。
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
- (1) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

付則

この会則は、平成29年1月30日から実施する。